

## 仕 様 書

### 1 件名

陸上通信所操縦通信装置 年間保守

### 2 目的

陸上通信所操縦通信装置の機能を良好に維持させるとともに、障害発生時には迅速及び確実に復旧させるため、同装置に関し専門的な技能知識を有する技術者に保守を委託するものである。

### 3 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 4 履行場所

第一管区海上保安本部

### 5 対象機器

陸上通信所操縦通信装置 (CDE-21) 1式

### 6 実施事項

#### (1) 共通事項

##### ① 保守体制

請負者は、本装置を良好に運用させるため、当庁からの通報を受け、技術者を派遣し、障害の調査及び復旧をすることができる体制を整えること。

##### ② 事前調整

点検の実施日時及び実施内容について、事前に担当職員と打ち合わせ、了承を得ること。特に、本装置の停止などにより利用が制限される場合は、極力当庁業務に支障がないよう計画するとともに、十分な事前調整を行うこと。

##### ③ 作業開始報告

作業を開始する時は、担当職員の了承を得ること。

##### ④ 作業の中止

当庁業務の特性上、事件事故の発生により急遽作業を中断、延期又は中止する場合があることを留意すること。また作業中に事件事故が発生した場合、必要に応じて作業を取り止め速やかに現状復旧すること。

##### ⑤ 作業終了報告

保守作業を実施した後、担当職員に対し作業の結果を速報するとともに、後日、書面に

て作業報告書を提出し、確認を受けること。なお、作業報告書には、当該作業に関わったすべての者の所属及び氏名を記載することとし、様式については業者所定とする。

## (2) 保守内容

### ① 実施時期、回数

請負者は、本装置の安定稼働の維持及び障害発生の未然防止のため、履行期間中に定期保守1回及び臨時もしくは定期保守2回の作業を行うこと。

なお、本装置の障害発生時の一時切り分けのほか、操作・設定方法や運用方法等に関する問合せ窓口を設けること。

### ② 作業項目

別紙による項目について確認及び解析作業を行い機能の正常性を調査すること。また別紙に記載されていない項目についても、専門的な見地から判断し、本装置の機能維持のため必要な作業を実施し、障害の予防に努めること。

### ③ 障害発見時の措置

保守作業において障害又はその兆候等を発見した時は、速やかに担当職員に報告し、事後の措置について指示を受けるとともに必要な助言を行うこと。

### ④ 障害復旧

請負者は、障害発生に関する通報を受けた場合、装置の機能を迅速に回復させるため、技術者の派遣等を実施し、障害の内容及び規模に応じて合理的かつ最適な対応をとること。

### ⑤ 機能修正

請負者は、本装置について設計に起因する不具合及び製造元等によるリコール又はバグ修正が公開された場合のほか、接続管区追加に係るソフトウェアや接続機器の設定情報の修正について、担当職員と協議し、必要な措置をとること。

## 7 再委託承諾申請書の提出

請負者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（別紙様式）を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

## 8 情報管理に係る履行体制の確認

### (1) 本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、総務部情報通信課が保護を要さない事を同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、総務部情報通信課に対し「情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙様式）」を提出し、同意を得るものとする。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、改めて総務部情報通信課の同意を得るものとする。

(受注後、確保すべき履行体制)

- ① 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- ② 総務部情報通信課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外のものに対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外のものに開示又は漏洩してはならない。ただし、総務部情報通信課が同意した場合この限りではない。
- (3) 本業務で知り得た情報を記録した資料に関する業務完了後における取扱い（返却・削除等）については、総務部情報通信課の指示に従うこと。なお、当庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに総務部情報通信課へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徵収や調査に応じるものとする。

9 その他

- (1) 作業に際し疑義を生じた場合は、担当職員と協議し、その指示に従うこと。

担当職員 総務部情報通信課システム技術官  
電話 0134-32-9118（直通）
- (2) 保守作業実施に当たり、故意又は過失により機器を滅失、き損又は障害を与えた場合は請負者の負担において補償すること。
- (3) 保守作業等に伴い当庁事務室への立入等により知り得た当庁業務に関する情報を第三者に漏洩してはならない。
- (4) 検査職員の合格をもって履行完了とする。
- (5) 支払いは、履行完了後一括払いとし、履行完了後速やかに請求書を提出すること。
- (6) 本仕様書の条件に定めがない事項は、「第一管区海上保安本部入札・見積者心得」に準拠するものとする。

## 保守作業項目

番号	対象ソフトウェア	作業内容①	作業内容②	作業内容③
1	Windows10ソフト	メモリ使用率確認	HDD使用率確認	イベントログ(エラー)確認
2	Radio Managerソフト	デバッグログ確認（※1）	データバックアップ(DB等)（※2）	
3	ネットワーク監視ソフト	デバッグログ確認（※1）	データバックアップ	
4	監視制御ソフト	デバッグログ確認（※1）	データバックアップ	
5	音声変換盤ソフト	デバッグログ確認（※1）		
6	アラーム変換盤ソフト	デバッグログ確認（※1）		
7	電話回線端局ソフト	デバッグログ確認（※1）		
8	VPNルータ部ソフト	デバッグログ確認（※1）		
9	レイヤー2スイッチソフト	デバッグログ確認（※1）		

(※1) デバッグログを解析することで、異常ログなどの痕跡がないか調査する。

(※2) 録音ファイル及びDSCメッセージなどの記録状態を確認することで、当該機能が正常に動作していることを調査する。

## 再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長 ○○ ○○ 殿

請負者 住所  
氏名

印

令和 年 月 日付け契約の「  
（契約金額（税込み） 円）に関する、下記のとおり申請するので、手続き方  
お願いします。

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、業務の契約（予定）金額（総計）  
別紙「履行体制に関する書面」のとおり
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠〔該当する項目に○を付す〕
  - ・業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
  - ・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
  - ・その他（ 令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）
3. その他特記事項

令和 年 月 日

請負者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。  
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求める。
- ② 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 請負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長 ○○ ○○ 印

別 紙

## 履行体制に関する書面

令和 年 月 日